

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者を雇用する事業主の皆さま

令和4年10月からの適用拡大にともない、①特定適用事業所の規模要件の変更（厚生年金被保険者数500人超から100人超）、②1年以上継続使用要件の廃止が行われます。

	これまで	令和4年10月以降
特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は、次の要件を全て満たす場合に健康保険・厚生年金保険に適用されます	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・学生でない ・勤務期間1年以上見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・学生でない ・廃止（2カ月要件の適用※）

※2カ月要件について

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格については、これまで「2カ月以内の期間を定めて雇用される方」を適用除外としていましたが、制度改正により、令和4年10月からは「2カ月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない方」が適用除外になります。これにより、雇用契約の期間が2カ月未満であっても、実態として当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて当初から健康保険・厚生年金保険の適用対象となります。

具体的には、以下のような場合には、健康保険・厚生年金保険に適用されます。

- ・就業規則や雇用契約書などに「雇用契約が更新される旨」または「雇用契約が更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ・同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている方が2カ月を超えて雇用された実績がある場合

（注）ただし、労使双方により2カ月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱います。

ご案内 専門家活用支援事業が利用できます

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大等にかかる制度改正により、健康保険・厚生年金保険の適用対象となる従業員がいる適用事業所では、制度改正の内容や健康保険・厚生年金保険加入のメリットについて従業員の方に説明していただき、ご理解いただくことがとても大切となります。日本年金機構では、新たに短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所で従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する専門家活用支援事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

※ご利用には事前の申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

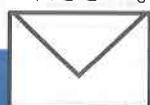
〈専門家活用支援事業を利用できる主なケース〉

- ・事業主（事務担当者）に対する制度説明
- ・自社の従業員に対する説明会
- ・自社の従業員に対する年金相談（健康保険・厚生年金保険の相談を含む）

令和3年の健康保険法等の改正にともない、令和4年10月から、育児休業等期間中の保険料の免除要件が変更されます。主な変更点は次のとおりです。

	これまで	令和4年10月以降
毎月の報酬にかかる保険料の免除	「育児休業等を始めた日」と「育児休業等を終えた日の翌日」が同月のときは、保険料の免除を受けることができませんでした。	「育児休業等を始めた日」と「育児休業等を終えた日の翌日」が同月であっても、 <u>日数が14日以上あれば</u> 、保険料の免除を受けられるようになります。
賞与にかかる保険料の免除	育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象でした。	<u>1カ月以上</u> の育児休業等を取得したときに限り、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象になります。

詳細は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>